

吉岡町社協訪問介護予防サービス事業契約書 概要(要点掲載)

訪問介護予防サービスの提供の開始に際し、重要事項の説明を行い同意していただいた方が、訪問介護予防サービスを受け、利用料金を支払い等についての契約書の概要です。

以下「訪問介護予防サービス事業契約書」の項目を記載します。
(詳細は契約締結時に係員が説明いたします。)

第一章 総則

- 第1条 (契約の目的)
- 第2条 (契約期間)
- 第3条 (訪問介護予防計画の決定・変更)
- 第4条 (介護保険給付対象サービス)
- 第5条 (介護保険給付対象外のサービス)
- 第6条 (訪問介護員の交替等)
- 第7条 (サービスの実施)
- 第8条 (運営規定の遵守)

第二章 サービスの利用と料金の支払い

- 第9条 (サービス利用料金の支払い)
- 第10条 (利用の中止、変更、追加)
- 第11条 (サービス内容の変更)
- 第12条 (利用料金の変更)

第三章 事業者の義務

- 第13条 (事業者及びサービス従事者の義務)
- 第14条 (守秘義務等)
- 第15条 (訪問介護員の禁止行為)

添付

- ・個人情報利用同意書

第四章 損害賠償(事業者の義務違反)

- 第16条 (損害賠償責任)
- 第17条 (損害賠償がなされない場合)
- 第18条 (事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

第五章 契約の終了

- 第19条 (契約の終了事由、契約終了に伴う援助)
- 第20条 (契約者からの中途解約)
- 第21条 (契約者からの契約解除)
- 第22条 (事業者からの契約解除)
- 第23条 (精算)

第六章 その他

- 第24条 (契約当事者の変更)
- 第25条 (苦情処理)
- 第26条 (協議事項)

契約事項の確認後、同意する場合は契約を証するため、契約書を作成していただきます。(以下書式概要)
(契約書は2通作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。)

平成 年 月 日

事業者 事業者番号 1072200056
住 所 群馬県北群馬郡吉岡町大字南下1333番地の4
事業者名 社会福祉法人 吉岡町社会福祉協議会
代表者氏名 会 長 印

契約者 住 所
氏 名 印

(代理人) 続 柄
住 所
氏 名 印